

議員提出議案第4号

三朝町議会会議規則の一部改正について

次のとおり三朝町議会会議規則の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第120条の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年6月19日

提出者	三朝町議会議員	岡本岩夫
賛成者	三朝町議会議員	小椋昭一
賛成者	三朝町議会議員	香川和久
賛成者	三朝町議会議員	杉原憲靖
賛成者	三朝町議会議員	横木文雄
賛成者	三朝町議会議員	徳田修一郎
賛成者	三朝町議会議員	牧田武文

平成14年6月19日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町議会規則第 号

三朝町議会会議規則の一部を改正する規則

三朝町議会会議規則(昭和62年三朝町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中章、条及び項の表示に下線が引かれた章、条及び項(以下「移動章等」という。)に対応する同表の改正後の欄中章、条及び項の表示に下線が引かれた章、条及び項(以下「移動後章等」という。)が存在する場合には、当該移動章等を当該移動後章等とし、移動後章等に対応する移動章等が存在しない場合には、当該移動後章等(以下「追加章等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(章、条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(章、条及び項の表示並びに追加章等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正部後分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第14章 略</p> <p>第15章 <u>議員の派遣</u> (第119条)</p> <p>第16章 <u>補則</u> (第120条)</p> <p>附則</p> <p>第15章 <u>議員の派遣</u></p> <p>(議員の派遣)</p> <p>第119条 <u>法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。</u></p> <p>第16章 <u>補則</u></p> <p>(会議規則の疑義)</p> <p>第120条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第14章 略</p> <p>第15章 <u>補則</u> (第119条)</p> <p>第15章 <u>補則</u></p> <p>(会議規則の疑義)</p> <p>第119条 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。